

証券コード 3694

平成29年6月8日

株 主 各 位

佐賀県佐賀市与賀町4番18号
株式会社 オプティム
代表取締役社長 菅谷 俊二

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午後1時 |
| 2. 場 所 | 佐賀県佐賀市与賀町1-2 ホテルニューオータニ佐賀 M2階 鶴の間西 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.optim.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、政府による経済対策、日銀による金融政策の効果等を背景に、雇用・所得環境の改善傾向が続き、景気は緩やかな回復基調にあるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響が懸念されます。

当社を取り巻く経済環境では、個人向けのスマートフォン・タブレットの出荷台数が減速する一方で、当社が対象としている法人向け市場は、企業規模にかかわらずスマートフォン・タブレットの積極的導入が進んでおり、業務での活用に取り入れる企業が増加するなど、拡大を続けております。さらには、スマートフォン・タブレットにとどまらず、インターネットに接続できるすべてのモノという概念であるInternet of Things (IoT、モノのInternet)や AI (Artificial Intelligence) の認知が企業内で急速に広まっており、いかに自社の業務の中に取り入れるか活発な検討が進んでおります。

このような市場環境の中、各サービスともに堅調にライセンス数を伸ばしております。IoTプラットフォームサービスでは、「Optimal Biz」が引き続きMDM出荷ID数、出荷金額シェア1位（出典：株式会社ミック経済研究所「コラボレーション/コンテンツ・モバイル管理パッケージソフトの市場展望2016年度版」）を獲得しております。また業務活用が積極化することで、MDMだけでなく、セキュリティ対策やWebフィルタリングなどのオプション製品のライセンス数も大きく伸長しております。

IoT時代に最適化されたOS「OPTiM Cloud IoT OS」では、積極的なメーカーアライアンスを展開し、50以上のIoT関連企業とCloud IoT OSの連携を可能にしました。また、一つの業界に絞らず様々な産業分野の企業、団体との実証実験を展開することにより、IoTプラットフォームとしての必要な機能を追加してまいりました。

リモートマネジメントサービスでは、既存のサービスが堅調にライセンス数を伸ばす中、新規サービスにも積極的に取り組んでまいりました。遠隔作業支援「Remote Action」「Optimal Second Sight」では導入事例が各種メディアで紹介されることもあり、順調にライセンス数が増加してまいりました。遠隔診療・健康相談サービス「ポケットドクター」の「かかり

つけ医診療」および「予約相談」では、医療機関数の増加および販売パートナーの獲得に努めております。

「タブレット使い放題・スマホ使い放題（タブホ）」においては、新規の大手パートナー獲得と既存パートナーとの積極的な販売促進策の展開により、ライセンス数を順調に伸ばすことができました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,314,636千円（前期比26.5%増）、営業利益685,178千円（同27.3%増）、経常利益682,219千円（同26.4%増）、当期純利益397,602千円（同37.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は10,910千円で、その主な内容は、パソコンやタブレットの購入費用5,298千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 14 期 (平成26年3月期) | 第 15 期 (平成27年3月期) | 第 16 期 (平成28年3月期) | 第 17 期 (当事業年度) (平成29年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円) | 1,709,896 | 2,149,654 | 2,620,544 | 3,314,636 |
| 経 常 利 益(千円) | 113,148 | 403,499 | 539,886 | 682,219 |
| 当 期 純 利 益(千円) | 50,089 | 243,291 | 289,608 | 397,602 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 4.19 | 20.24 | 21.90 | 29.96 |
| 総 資 産(千円) | 1,021,284 | 2,396,108 | 2,704,606 | 3,331,024 |
| 純 資 産(千円) | 665,310 | 1,717,633 | 2,007,242 | 2,417,260 |
| 1株当たり純資産 (円) | 55.62 | 129.90 | 151.80 | 249.94 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、平成26年7月9日付で株式1株につき2株、平成27年4月1日付で株式1株につき4株、平成29年4月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 売上の拡大について

現在の当社の主力サービスは、IoTプラットフォームサービスとなっております。IoTプラットフォームサービスにおいては、当該市場の成長や当社の本市場における製品シェアの拡大に伴うライセンス料増加により、安定収入源を拡大させつつあります。しかし一方では、国内外から多数の競合他社が参入しており、競争環境は激化しております。その中でさらにシェアを拡大し国内の販売基盤を強化していくこと及び海外での販売実績を拡大していくことが重要な経営課題となります。また、MDMでの高いシェアを元にAI・IoT時代の新型OSである「OPTiM Cloud IoT OS」に開発投資を集中させ、急激に立ち上がりつつある市場に対して各業種に合わせたソリューションを展開してまいります。

(ア) 国内市場におけるさらなる売上の拡大

国内市場においては、以下のサービスに注力してまいります。

まず、IoTプラットフォームサービスについて、法人向けクラウド型モバイルデバイス管理ソリューションである「Optimal Biz」は、様々なOSを搭載したネットワークデバイスを、一元的にマネジメントできることをコンセプトとしたサービスになっております。

当社ではさらなる売上シェア拡大を目指し、当社の強みである〈1. 豊富な特許群を組み込んだ独自製品・サービスによる優位性の拡大〉、〈2. 継続的なプラットフォームへの開発投資によるプラットフォーム強化〉、〈3. 販売チャネルの販売力とカバレッジの広さを利用した販売拡大〉、〈4. 成長市場でのシェア1位を利用したアライアンス戦略の推進、及び相互シナジーによる価値提供〉、〈5. 業界に特化した製品・サービスの展開(特に教育ICT、医療ICT等)〉、〈6. 新たに創出される市場・環境変化への製品・サービスの展開(特にMVNO、FVNO、マイナンバー等)〉に注力してまいります。

直近の市場動向として、大企業での導入ニーズが拡大していることから、これまで課題となっている社内の既存業務システムとの連携を強化し、アプリケーション及びコンテンツをセキュアに利用できるサービスの提供を実施し、大企業でのスマートデバイス導入時のMDMとして採用を推進してまいります。

また、年々、企業のモバイルデバイス導入の本格化にともない、アプリケーションの配信やライセンス管理へのニーズも高まっております。こうしたニーズに対応するため当社では「OPTiM Store」という法人向けのマーケットプレイスプラットフォームを公開しております。このような戦略を含め、当社では、MDMからEMMまで様々なニーズに対応できる製品ラインナップを自社開発及びアライアンス戦略により拡充し、市場の変化に対応しつつ、シェア拡大を図ってまいります。さらには、様々なニーズに対応できる製品ラインナップを提供することで、当該サービスのグローバルな展開を推進してまいります。

さらに、文教市場においても、2020年までに高校生1人に1台タブレット端末を配布するという国の目標に基づき、端末の導入が進んでおります。この市場においても、端末紛失のリスクや学校内外での利用ポリシーの変更など、デバイスマネジメントの必要性が顕在化しております。加えて、端末の操作方法を教えるためのリモートサポート、ネットワーク接続を自動診断・復旧させるためのサポートツールも文教市場において有用であることから、当社のサービスを組み合わせた提案を進めてまいります。

IDC Japan株式会社によると、今後、IoT・ウェアラブル分野は、2018年までに21兆円規模の市場に成長すると予測されており、当社にとっても大きな機会となりうることを期待しております。この市場においても、研究開発を推進し、来るべきIoT・ウェアラブル時代に備え、製品・サービスの提供を実施してまいります。

AI・IoT時代の新型OSである「OPTiM Cloud IoT OS」は、建設、農業、水産、医療、公共、製造、小売の各産業におけるソリューションパッケージの展開を強化すると共に、クラウド分散型コンピューティング・外部AIクラウドサービス連携・エッジコンピューティング制御などのプラットフォーム機能、ディープラーニングを活用したAIモジュールを汎用化することで、PaaSとして機能を強化してまいります。

次に、リモートマネジメントサービスにおいては、法人及び個人向けリモートマネジメントサービスである「Optimal Remote」について、従来から提供している様々なOS同士の画面をリモートで共有し、操作サポートするといった枠を超えて、当社の提唱する、あらゆる人にそのとき必要な体験(知識、ノウハウ、情報、感覚、感動)を遠隔から共有する「Remote Experience Sharing」構想を具現化するサービスへと昇華させてきました。当社ではさらなる売上シェア拡大を目指し、リモートマネ

ジメントサービスでは、成長分野であるスマートフォン、タブレットなど、モバイルデバイスを中心としたサービス展開を強化しております。また、従来のリモートマネジメントサービス単体製品の提供形態から、リモートマネジメントサービスを必要とするユーザーの〈ITに不慣れであるユーザー属性〉に適した統合的なサービス提供形態へのシフトを図ってまいります。これにより、単体製品の企業毎への年額ライセンス提供形態から、ユーザー毎への月額ライセンス提供形態へシフトさせ、収益性を向上させております。具体的には、「Premium Remote Support Service」、「スマホ安心パック」によりユーザー毎への月額ライセンス提供形態へシフトを進めております。

当社では、《Remote Experience Sharing》構想を遠隔作業支援サービス「Optimal Second Sight」及び遠隔作業支援専用スマートグラス「Remote Action」を用いて様々な業種、業界に展開しております。また医療分野においては遠隔診療をより身近なサービスとして世の中に普及させるべく、国内初となるスマートフォンやタブレットで遠隔診療を実現する「ポケットドクター」を発表しました。「ポケットドクター」により、今では誰もが持っているスマートフォンを利用し、いつでもどこでも医師や医療機関と遠隔で繋がることのできる医療の新たな形を提供してまいります。

以上のように、リモートマネジメントサービスにおいては、競争優位を進めるため、当社製品である「OPTiM Cloud IoT OS」、「Optimal Biz」、「Optimal Support」など、他のサービスと連携した統合的なサービスを提供することで、他社との差別化を図りつつ、収益の向上を目指します。また、リモートマネジメントサービスは世界的にも競合他社が少なく、グローバルにおいてサービスを提供する企業の増加や、個人間のコミュニティの広がりを背景として、当該サービスに対するニーズが世界的に高まってきており、グローバル展開も推進してまいります。今後、IoT・ウェアラブル時代のリモートテクノロジー戦略として、《Remote Experience Sharing》構想をさらに推進してまいります。

最後に、その他サービスについて、法人及び個人向けコンテンツマネジメントサービスである「使い放題シリーズ」は、利用者や目的毎に、月額定額で〈いつでも〉〈どこでも〉〈なんどでも〉コンテンツが使い放題となるサービスを提供します。「パソコンソフト使い放題」、「ビジネスソフト使い放題」、「タブレット使い放題・スマホ使い放題」（電子雑誌読み放題サービス、ブランドは「タブホ」に統一）を、主に通信

キャリアや端末メーカーを通じてユーザーにサービスの提供を行っております。継続的なコンテンツ拡充を行うことによりサービス価値を高め、売上の拡大を行ってまいります。

直近では特に「タブホ」において、雑誌という媒体の特性から定期利用性を期待され各社サービスとのコラボレーションが増加しております。FVNOやMVNO市場の広がりに合わせて、こういったニーズも更に増えてくるものと想定され、様々な形で利用者拡大が期待されます。また、2016年8月よりWebブラウザ版の「タブホ」での提供をスタートし、モバイルデバイスに限らないマルチプラットフォームでのサービス提供を実現いたしました。今後、ホテルや病院、お店での「タブホ」の提供を可能とする法人向けの「タブホスポット」などとともに、新たなビジネスモデルを創造し、また、自社開発の専用ビューワーを更に強化することで、ユーザーに対して新たな価値を提供することを目指してまいります。

(イ) 海外市場への展開

アジアでのスマートデバイス市場のビジネス用途拡大を受け、引き続き、韓国、中国及び東南アジア諸国を重点アプローチ先として、IoTプラットフォームサービス及びリモートマネジメントサービスをパートナー企業とともに通信キャリアや端末メーカーに対し積極的に販売を展開してまいります。特に「Second Sight」は、物理的な場所の制約を解放できることから、国内と国外を結んで利用頂くケースも増えてまいりました。当社の提唱する、あらゆる人にそのとき必要な体験(知識、ノウハウ、情報、感覚、感動)を遠隔から共有する《Remote Experience Sharing》構想を、国内、国外で更に推進してまいります。

「Cloud IoT OS」や、「Cloud IoT OS」プラットフォーム上で展開される「農業×IT」、「医療×IT」等との取り組みは、国内のみならず国外からも多数の引き合いをいただいております。各国が直面する課題は様々ですが、当社が提供するIoT・AI活用から、更なる生産性向上・コスト低減寄与が期待されております。ターゲット国での展開を目指し、ビジネスモデルや実証実験展開等の協議を各国のパートナー企業候補と重ねてまいります。

②組織体制整備に関する課題

(ア) サービス開始までの期間短縮

既存製品の機能拡張に加え、IoT・AI分野では、各業種のニーズを捉えたソリューションパッケージを展開しております。その中で、素早く顧客ニーズを捉え、パッケージ化して業種に展開していくことが重要になっております。当社では、より企画・マーケティングフェーズへの人員を強化することによって、各業種への理解を深め、最適化されたソリューションの開発に取り組んでまいります。

(イ) 人員の拡充と組織の強化

当社の主要な収入源であるソフトウェアサービスライセンスにおいては、複数の大規模プロジェクトに対応するために開発部門人員の拡充及び開発体制の強化が最重要課題となっております。現在の人員を中心としつつ、優秀なエンジニアを獲得していく他、プロジェクトに合致した技術を有している派遣社員を活用してまいります。また、プロジェクトマネジメント手法の改善等によりさらなる開発体制の強化・改善を図ってまいります。

③研究開発部門及び知的財産戦略の強化

当社は、創業以来、研究開発活動並びにこれによってもたらされる知的財産の獲得は、他社との差別化の根幹であると考え、これらに注力してまいりました。また、平成29年3月期では、国際的に有効な権利を確保することを目的に特許協力条約(PCT:Patent Cooperation Treaty)に基づく国際出願を積極的に推進しました。その結果、平成29年3月末段階で出願数598件(内訳:PCT出願数141件、国内出願数296件、海外出願数161件)、登録数197件(内訳:国内登録数142件、海外登録数55件)、また、平成29年3月期中での研究開発による知的財産として出願数168件(内訳:PCT出願数129件、国内出願数22件、海外出願数17件)、登録数38件(内訳:国内登録数25件、海外登録数13件)となり、年間特許出願数は過去最高を更新し、より先進的な研究開発の推進を実現できる1年になりました。

今後も、常に新しい分野において積極的に研究開発を行い、知的財産を構築し、新しい市場の創出とイノベーションの創出を同時に行うことを目的に、研究開発に関わる人員と体制を強化するとともに、これまで以上に海外での特許取得に注力してまいります。

④品質保証体制の強化

当社が提供するソフトウェアは、これまでもクライアント先による厳しい受入検査をクリアしてきておりますが、今後はさらに踏み込んだサービス品質の向上を目指してまいります。そのためにも、より一層厳格な品質保証体制とすべく、品質管理ミーティングの定期実施、また、全社会議において全従業員への品質強化の意識付けを行い、サービス品質保証の強化を実現し、ユーザーの満足度を上げることにより、さらなるユーザー獲得に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は、「ネットを空気に変える」というコンセプトを掲げ、もはや生活インフラとなったインターネットが、いまだに利用にあたりITリテラシー（※1）を必要とする現状を変え、インターネットそのものを空気のように、全く意識することなく使いこなせる存在に変えていくことをミッションとして、創業以来すべての人々が等しくインターネットのもたらす創造性・便利さを享受できるようサポートするプロダクトの開発に尽力しております。

当社の属する情報通信市場は、様々な端末の普及とともにサービスの多様化や高度化が急速に進んだ動きが世界的な潮流となっております。このような市場環境の中、当社はスマートフォン、タブレット、パソコンなど様々なネット端末に対応したマネジメントサービス（管理、運用サービス）、ITサポートサービス（※2）の提供を中心に事業を展開しております。

当社の事業内容をサービス別に区分すると次のとおりであります。

①IoTプラットフォームサービス

スマートフォン、タブレット、パソコンなど、ネットワーク上の様々なデバイス（※3）をクラウド（※4）上で包括的に管理し、組織内の運用管理、資産管理やセキュリティポリシー（※5）の設定などを様々なOS（※6）を搭載したデバイスに対して包括的に行うことができるソリューション（※7）である「Optimal Biz」を提供しております。

法人向けクラウドデバイス管理ソリューションである「Optimal Biz」は、様々なOSを搭載したネットワークデバイス（※8）を、一元的にマネジメントできることをコンセプトとしたサービスになっております。法人向けスマートフォン、タブレット、パソコン、サーバーを管理対象デバイスとし、iOS、Android、Windows、Macを管理対象OSとし、クラウド上からマルチデバイス、マルチキャリア、マルチOSで一元管理できます。デバイスの〈紛失盗難対策〉、〈不正利用防止〉、〈資産管理〉、〈初期OS環境設定〉を行うことができ、デバイス導入に必須のプラットフォームとなりつつあります。

「Optimal Biz」は、販売パートナーを通じての提供や、OEM提供による販売パートナーのサービスとして提供されており、当社は端末数に応じたライセンス料を受領しております。当社では、OEM提供の際は、販売パートナーの要望に応じたカスタマイズも行っております。

また、「Optimal Biz」は、ウイルス対策や、ウェブフィルタリング（※9）、MAM（※10）、MCM（※11）等、様々な機能をオプションとして提供し

ており、導入企業はその必要とする機能のみのライセンス料を支払うことで、選択して導入することができます。

以上のような豊富な機能や、対応機種の数、対応の速さ、様々なOSをカバーしているといった点が支持され、4年連続国内SaaS型MDM市場シェア1位（出典：株式会社ミック経済研究所「コラボレーション/コンテンツ・モバイル管理パッケージソフトの市場展望2016年度版」）となっております。さらに、第三者調査機関である、IDC Japan株式会社が2016年8月に発表した調査レポート「国内エンタープライズモビリティ管理ソリューション 市場シェア、2015年：モビリティニーズの多様化がベンダーの成長を加速」においても、EMMソリューション市場（クラウド型サービス）の売上金額シェアにおいて3年連続でシェア1位を獲得しております。

さらに、法人企業向けのサービス提供に加えて、近年では、文教市場においても、運用管理の効率化、端末紛失のリスクや学校内外での利用ポリシー（※12）の変更などデバイスマネジメントの必要性が顕在化してきており、当社製品が佐賀県内の全県立高校の新入生向けに正式導入されるなど、文教分野への提供も広がってきております。

また、AI/IoTの時代に最適化されたクラウドで動作する新型OS「OPTiM Cloud IoT OS」の提供を開始いたしました。「OPTiM Cloud IoT OS」は、直感的かつ安全なIoT端末の管理・制御、データの蓄積・分析、クラウドサービスとの連携を可能とし、あらゆるユーザーがIoTの恩恵を享受できる“新しいユーザー体験”を提供いたします。

さらに、IoT時代にますます重要となるクラウドサービス、サブスクリプションビジネスの販売管理を実現する法人向けのマーケットプレイス「OPTiM Store」の提供も開始いたしました。「OPTiM Store」を、さらに、本格的な普及期を迎えようとしているIoT分野において、IoT時代に最適化された新型OS「OPTiM Cloud IoT OS」をそれぞれ提供してまいります。

| 製品・サービス名 | 概要 |
|-----------------------|--|
| 1. Optimal Biz | <p>スマートフォン、タブレット、パソコン、サーバーを管理対象デバイスとし、iOS、Android、Windows、Macを管理対象OSとする、クラウド上から一元管理できるマルチデバイス、マルチキャリア、マルチOSの法人向けクラウドデバイスマネジメントサービス。〈紛失盗難対策〉、〈不正利用防止〉、〈資産管理〉、〈初期OS環境設定〉を行うことができる、デバイス導入に必須のプラットフォーム。</p> <p>オプションとして、①マルウェアやウイルスを含むアプリケーションを検知することができ、情報漏えい対策を行うことができる、Android向けのウイルス対策ソフトである Optimal Biz AntiVirus(Powered by TRENDMICRO)、②専用のブラウザを用い、カテゴリによるWebフィルタリングを行うことができ、業務時間中の不正インターネット利用を防止したり、生徒の不適切なコンテンツの閲覧を防止することができるOptimal Biz WebFiltering(Powered by i-Filter)、③専用アプリをご利用いただくことで、メールやスケジュールなどのビジネスに必須な機能をセキュアな環境下で利用できるOptimal Biz Secure Sync等、様々な機能を提供している。</p> |
| 2. OPTiM Store | <p>法人向けのマーケットプレイス。〈Easy〉、〈User Friendly〉、〈Secure〉、〈Smart〉の4つのコンセプトのもと、シングルサインオン機能を備えたサブスクリプション販売プラットフォーム。</p> <p>Optimal BizやCloud IoT OSとも連携しており、IoTビジネスでますます重要となるサブスクリプションビジネスを推進している。</p> |
| 3. OPTiM Cloud IoT OS | <p>直感的かつ安全なIoT端末の管理・制御、データの蓄積・分析、クラウドサービスとの連携を可能とし、あらゆるユーザーがAI/IoTの恩恵を享受できるサービス。</p> |

②リモートマネジメントサービス

法人及び個人向けリモートマネジメントサービスである「Optimal Remote」は様々なOS同士の画面をリモートで共有し、操作サポートのみならず、体験（知識、ノウハウ、情報、感覚、感動）を共有する環境を提供します。法人及び個人向けスマートフォン、タブレット、パソコン、サーバーを対象デバイスとし、iOS、Android、Windows、Macを対象OSとし、マルチデバイス、マルチキャリア、マルチOSで遠隔操作ができます。デバイスの〈遠隔画面共有〉、〈遠隔操作〉をコア技術とし、画面と画面を共有することにより操作サポートのみならず、体験（知識、ノウハウ、情報、感覚、感動）を共有する環境を提供します。

「Optimal Remote」を活用することで、通信事業者等のヘルプデスク（※13）からユーザーの端末を遠隔操作することが可能となる他、サーバーの遠隔メンテナンスなど、様々なシーンで柔軟な対応が可能となります。当社はこれまで「Optimal Remote」を通信事業者等、ユーザーのサポートが必要となる企業等を中心に提供しており、原則として、導入企業のセッション数（同時期にエンドユーザーをサポートできるオペレーター（※14）数）に応じたライセンス料を受領しておりました。しかし、今後は従来のリモートマネジメントサービス単体製品の提供形態から、リモートマネジメントサービスを必要とするユーザーの「ITに不慣れであるユーザー属性」に適した統合的なサービス提供形態へのシフトを図ってまいります。具体的には、法人及び個人向けにユーザーから数百円の月額定額料金をいただくことで、IT機器全般の操作方法、不具合・トラブルに対するサポートをまるごと提供するサービスである「Premium Remote Support Service」によって、ユーザー毎への月額ライセンス提供形態へシフトを進めております。

また、遠隔作業支援サービス「Optimal Second Sight」及び遠隔作業支援専用スマートグラス「Remote Action」を用いて様々な業種、業界に展開しております。さらに、医療分野においては遠隔診療をより身近なサービスとして世の中に普及させるべく、国内初となるスマートフォンやタブレットで遠隔診療を実現する「ポケットドクター」を開発し医療の新たな形を提供してまいります。

その他Optimal Remote関連製品・サービスについては、以下の表をご参照ください。

| 製品・サービス名 | 概要 |
|-----------------------------------|---|
| 1. Optimal Remote | 法人及び個人向けスマートフォン、タブレット、パソコン、サーバーを対象デバイスとし、iOS、Android、Windows、Macを対象OSとする、リモートマネジメントサービス。デバイスの〈遠隔画面共有〉、〈遠隔操作〉をコア技術とし、画面と画面を共有することにより操作サポートのみならず、体験（知識、ノウハウ、情報、感覚、感動）を共有する環境を提供する。 |
| 2. Optimal Second Sight | 法人及び個人向けスマートフォン、タブレット、スマートグラスを対象デバイスとし、カメラのライブ映像をリアルタイムで共有することができる遠隔作業支援サービス。遠隔作業支援中に作業者に図面やマニュアルといった資料を送れる。言葉では伝えにくい内容や、映像共有だけでは説明できない作業でも、お互いが資料を確認しながらの作業が可能。 |
| 3. Remote Action | 現場の作業員が装着することで、遠隔から現場の状況を把握し、作業の指示や支援を行うことができる遠隔作業支援専用スマートグラス。当社の遠隔作業支援サービス「Optimal Second Sight」をはじめとしたウェアラブルデバイス用サービスとウェアラブルデバイスをワンパッケージで提供するサービス。 |
| 4. Premium Remote Support Service | 法人及び個人向けにユーザーから数百円の月額定額料金をいただくことで、IT機器全般の操作方法、不具合・トラブルに対するサポートをまるごと提供するサービス。 |
| 5. ポケットドクター | スマートフォン・タブレットを用いた遠隔診療・健康相談サービス。身近なスマートフォン・タブレット活用することで、医療を必要としている人々と遠隔地にいる医療の専門家をつなぎ、カメラやウェアラブルデバイスを利用することで、医師は相談者の顔色や患部の状況、収集される様々なバイタルデータを確認することが可能であり、従来の電話による診療（再診）より具体的なアドバイスや診療を行うことができる。 |

③サポートサービス

ネットワーク上のスマートフォン、タブレット、パソコン、ルーター(※15)等のトラブルを自動で検知して修復することによりユーザーとサポートセンターの双方に価値をもたらす「Optimal Diagnosis&Repair」、電話サポートの状況問診時間を大幅に短縮する「Optimal Code」や自動でルーターの設定を可能とする「Optimal Setup」を通信事業者等向けに提供しており、導入の際の機能追加に係るカスタマイズ料やライセンス料を受領しております。

| 製品・サービス名 | 概要 |
|-----------------------------|--|
| 1. Optimal Setup | Optimal Setupはネットワークに接続されているルーターを自動的に解析し、操作や設定を行うことができるツール。当社は、ライセンスの基本料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っている。 |
| 2. Optimal Diagnosis&Repair | Optimal Diagnosis&Repairは、デバイスやOS、ソフトウェアの状態を診断し、その結果をユーザーに表示したり、オペレーターに送信することが可能。また、問題のあった項目については自動復旧を行いユーザーの自己解決もサポートするツールとなっている。当社は、ライセンスの基本料を受け取っている他、OEM等によるカスタマイズ料や、サーバーメンテナンスやバージョンアップに対応するための保守料を受け取っている。 |

④その他サービス

法人及び個人向けコンテンツマネジメントサービスである「使い放題シリーズ」は、利用者や目的毎に、月額定額で（いつでも）、〈どこでも〉、〈なんどでも〉コンテンツが使い放題となるサービスを提供します。ユーザーの様々なニーズに対応すべく、製品・サービスの対象市場や目的に応じて、以下のラインナップを提供しております。

| 製品・サービス名 | 概要 |
|---------------------------|--|
| 1. パソコンソフト使い放題 | 定額でパソコンソフトが使い放題、電子書籍が読み放題となる個人向けのサービス。ウイルス対策から年賀状作成といった様々なジャンルのソフトウェアからパソコンの使い方で困ったときに便利な電子書籍まで幅広いコンテンツを利用できる。 |
| 2. ビジネスソフト使い放題 | パソコンソフト使い放題のラインナップに加えて、企業で活用いただける日報や案件管理といった便利なWebサービスも利用可能なビジネスソフトの使い放題サービス。 |
| 3. タブレット使い放題・スマホ使い放題（タブホ） | ビジネスから趣味やレシピまで幅広いジャンルの人気雑誌が読み放題となる電子書籍サービス。ネットプリントサービスやデータ復旧サービスも付帯するため、より便利に、より安心してタブレットやスマートフォンを楽しく活用することができる。 |
| 4. その他製品 | 既存の一部提供製品や個別カスタマイズ製品。 |

※1 ITリテラシー…情報機器やITネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力のこと。様々なアプリケーションソフトを使いこなし効率的に業務を行う能力など、コンピューターに関する広い意味での利用能力のこと。

※2 ITサポートサービス…情報機器やITアプリケーション、サービスの使用、管理などにおいて支援を行うこと。

※3 デバイス…情報端末機器。

※4 クラウド…ソフトウェアやハードウェアの利用権などをネットワーク越しにサービスとして利用者に提供する方式を「クラウドコンピューティング」(cloud computing)と呼び、データセンターや、その中で運用されているサーバー群のことをいう。

- ※5 セキュリティポリシー…企業において機密漏洩や外部からの攻撃・侵入、盗聴、改ざんなどの危険を排除するための基本方針。
- ※6 OS…Operating System: ソフトウェアの種類の一つで、機器が提供する基本的機能を提供する。代表的なスマートフォン端末用のOSにはアップル社のiOS、グーグル社が開発しているAndroid OS、マイクロソフト社のWindowsなどがある。
- ※7 ソリューション…問題・課題を解決したり、要望・要求を満たしたりすることができる製品やサービス、及びその組み合わせ。
- ※8 ネットワークデバイス…ネットワークに接続され機器情報や計測情報の発信を行う機器、各種ネットワークサービスを操作や利用することができる情報端末機器のこと。
- ※9 ウェブフィルタリング…主にインターネットサイトへのアクセス制限を行う機能、サービス。情報漏洩・ウイルス感染防止のために不正サイトへのアクセスや書き込みを防止したり、業務効率向上に私的利用防止をおこなったりする。
- ※10 MAM…Mobile Application Management (モバイルアプリケーション管理) : 情報端末において業務アプリケーションとそのデータを適切に管理する技術、サービスのこと。企業の社内システム、サービスを利用するための端末向け業務アプリケーション及びデータが不正利用や情報漏えいさせないようにするための仕組み。
- ※11 MCM…Mobile Contents Management (モバイルコンテンツ管理) : 情報端末での利用を目的とした業務情報、資料などを適切に管理する技術、サービスのこと。企業の資料、データなど情報端末からも安全に閲覧、利用できるようにする仕組み。
- ※12 利用ポリシー…アプリケーション、サービスなどを利用するための方針、規定のこと。
- ※13 ヘルプデスク…企業内で、顧客や社員など内外からの問い合わせに対応する部門。製品の使用方法やトラブル時の対処法、苦情への対応など様々な問い合わせを一括して受け付ける。社外に委託する場合もある。
- ※14 オペレーター…直接機械の操作などを行なう担当者。ネットワークを介してリモートで操作を行う場合もある。
- ※15 ルーター…ネットワークで通信を行う際に、通信経路を決定する通信機器。

(6) 主要な営業所 (平成29年3月31日現在)

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 東京本社 | 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング21F |
| 佐賀本店 | 佐賀県佐賀市与賀町4番18号 |
| 九工大前オフィス | 福岡県飯塚市川津680-41 飯塚研究開発センター103号室 |

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末 比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|---------------|-------|--------|
| 137名 | 18名増 | 33.2歳 | 5.1年 |

(注) 使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 24,464,000株

(2) 発行済株式の総数 6,663,668株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は
52,068株増加しております。

(3) 株主数 2,714名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|------------|---------|
| 菅 谷 俊 二 | 4,230,900株 | 63.49% |
| 東日本電信電話株式会社 | 400,000株 | 6.00% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社（信 託 口） | 205,800株 | 3.09% |
| 小 上 勝 造 | 144,000株 | 2.16% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（信 託 口） | 136,700株 | 2.05% |
| 野村信託銀行株式会社（投信口） | 80,600株 | 1.21% |
| 富士ゼロックス株式会社 | 73,660株 | 1.11% |
| 第一生命保険株式会社 （常任代理人 資産管理サービス信 託 銀 行 株 式 会 社） | 49,500株 | 0.74% |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サッ ク ス 証 券 株 式 会 社 ） | 40,000株 | 0.60% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（信 託 口 5） | 38,300株 | 0.57% |

(注) 持株比率は自己株式（80株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第3回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|---|
| 発行決議日 | | 平成20年2月29日 |
| 新株予約権の数 | | 209個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 167,200株 (新株予約権1個につき800株) (注)2、3 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 180,000円 (1株当たり225円) (注)2、3 |
| 権利行使期間 | | 平成20年3月29日から 平成30年3月28日まで |
| 行使の条件 | | (注)1 |
| 役員 の 保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 209個 目的となる株式数 167,200株 保有者数 1名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 |

(注)1. 本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という)は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。

- ① 本新株予約権者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。
- ② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 平成22年11月18日付で普通株式1株を100株、平成26年7月9日付で普通株式1株を2株、平成27年4月1日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。
3. 平成29年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っておりますが、当事業年度の新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の調整は行っておりません。

| | | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|---|--|
| 発行決議日 | | 平成20年2月29日 | 平成26年8月13日 |
| 新株予約権の数 | | 22個 | 159個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 17,600株 (新株予約権1個につき800株) (注)3、4 | 普通株式 636株 (新株予約権1個につき4株) (注)4 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 180,000円 (1株当たり225円) (注)3、4 | 新株予約権1個当たり 1,535円 (1株当たり383.75円) (注)4 |
| 権利行使期間 | | 平成20年3月29日から 平成30年3月28日まで | 平成28年8月14日から 平成36年8月13日まで |
| 行使の条件 | | (注)1 | (注)2 |
| 役員 の 保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 22個 目的となる株式数 17,600株 保有者数 2名 | 新株予約権の数 159個 目的となる株式数 636株 保有者数 4名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 |

(注)1. 本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という)は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。

- ① 本新株予約権者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 - ② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
 - ④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
3. 平成22年11月18日付で普通株式1株を100株、平成26年7月9日付で普通株式1株を2株、平成27年4月1日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。
 4. 平成29年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っておりますが、当事業年度の新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の調整は行っておりません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|--------|----------------|
| 代表取締役社長 | 菅谷俊二 | |
| 取締役 | 古賀一彦 | 技術担当 |
| 取締役 | 野々村耕一郎 | 営業担当 |
| 取締役 | 林昭宏 | 管理担当 |
| 取締役 | 江川力平 | |
| 常勤監査役 | 白田悟 | |
| 監査役 | 吉富勝男 | |
| 監査役 | 飯盛義徳 | 慶應義塾大学総合政策学部教授 |

- (注) 1. 取締役江川力平氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉富勝男氏及び飯盛義徳氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、上記3名を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- 平成28年12月9日開催の臨時株主総会において、取締役嶋内敏博氏は解任により退任しております。なお、嶋内取締役については、就任後セールス・パワーコンサルティング社の代表取締役（平成28年4月6日～）、V-COMON株式会社の代表取締役（平成28年8月31日～）にそれぞれ就任しております。なお、各社への就任の事実については、同取締役より事前報告がなく、就任後当社にて確認できたことから、念のため本注記にて説明するものです。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 6名 (1名) | 75,540千円 (2,040千円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 7,700千円 (1,200千円) |
| 合 計 (うち社外役員) | 9名 (3名) | 83,240千円 (3,240千円) |

- (注) 1. 上記には、平成28年12月9日をもって解任された取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位 | 氏 名 | 重要な兼職の状況 | 当 社 と の 関 係 |
|-------|---------|--------------------|--------------|
| 監 査 役 | 飯 盛 義 徳 | 慶應義塾大学 総合政策学部教授 | 特別の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況 |
|-------------|--|
| 取締役 江 川 力 平 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 |
| 監査役 吉 富 勝 男 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 |
| 監査役 飯 盛 義 徳 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 18,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下の
とおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、
法令、定款及び社内規程の遵守と企業倫理の徹底は経営の基本であると
の認識のもと、取締役自らがコンプライアンスに関する取り組みを推進
する。

取締役会は、法令、定款及び社内規程等に基づき、重要な業務執行に
関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

監査役は、法令及び社内規程が定める権限により、監査役規程に基づ
き取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に従い、
適切に文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関して、取締役及び使用人（スタッフ）は、リス
ク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価す
るとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、
リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、取締役は
取締役会規程等に基づき、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行
を行う。

また、取締役会は経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定
を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関とする。

- ⑤ 使用人（スタッフ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人（スタッフ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動指針を定め、社内規程などの整備を行い、コンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。

また、適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、独立した内部監査部門による監査を実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（スタッフ）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を置くことができる。

- ⑦ ⑥の使用人（スタッフ）の取締役からの独立性に関する事項

使用人の独立性を確保するため、監査役を補助する使用人（スタッフ）は監査役会の事前の同意を得た、取締役の指揮命令には服さない使用人（スタッフ）とする。

- ⑧ 取締役及び使用人（スタッフ）が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人（スタッフ）は、法令や定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告する。

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会のほか、ディレクターミーティング等の重要な会議に出席するとともに、稟議等重要な書類を確認する。

また、監査役による取締役及び各ディレクター等からの個別ヒアリングを定期的に行う。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人（スタッフ）は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の実効性を高めるための環境を整備するように努める。

また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換や内部監査担当との連携により、効果的な監査業務を行う。

なお、監査役は、当社の会計監査人と会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換も行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行に関して

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款及び社内規程を遵守し、企業倫理に則って行動するように徹底しております。監査役規程に則った取締役の職務執行の監査も十分に確保されております。当事業年度において取締役会を14回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。

②リスク管理に関して

リスクの回避、軽減を行うため、取締役及び使用人（スタッフ）は、リスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、迅速に報告することで適切に措置できるように徹底しております。また、当事業年度においてリスク管理委員会を4回開催し、情報共有するとともに、リスクの重要性を評価しており、さらに、内部監査担当による監査も実施し、適法・適正な業務運営が行われていることの確認を行っております。

③コンプライアンス体制に関して

法令や定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告できる体制を整え、全社に周知しております。また、報告したことにより人事評価等で不利な扱いを受けないようにしており、監査役による監視も行っております。また、取締役及び使用人（スタッフ）に対してコンプライアンス教育を実施し、法令・企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

④監査役職務の執行に関して

監査役監査の実効性を高めるため取締役及び使用人（スタッフ）の監査役監査に対する理解を深めるように努め、内部監査担当や会計監査人と連携をし、適正な監査業務を行っております。当事業年度において代表取締役との意見交換を5回行い、ディレクターミーティングに12回参加し、効果的な監査業務を行っております。また、当社の会社規模から監査役職務を補助すべき使用人（スタッフ）は置いておりません。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,715,405 | 流動負債 | 881,167 |
| 現金及び預金 | 2,038,659 | 買掛金 | 183,250 |
| 受取手形 | 43,600 | 未払金 | 70,649 |
| 売掛金 | 538,544 | 未払費用 | 20,499 |
| 仕掛品 | 814 | 未払法人税等 | 294,798 |
| 前払費用 | 21,157 | 未払消費税等 | 44,015 |
| 繰延税金資産 | 66,678 | 前受金 | 30,433 |
| その他 | 5,950 | 前受収益 | 119,668 |
| 固定資産 | 615,618 | 賞与引当金 | 72,000 |
| 有形固定資産 | 131,847 | 役員賞与引当金 | 39,900 |
| 建物 | 116,298 | 預り金 | 5,952 |
| 車両運搬具 | 151 | 固定負債 | 32,595 |
| 工具、器具及び備品 | 15,397 | 資産除去債務 | 32,595 |
| 無形固定資産 | 62,752 | 負債合計 | 913,763 |
| ソフトウェア | 62,591 | (純資産の部) | |
| その他 | 161 | 株主資本 | 2,417,260 |
| 投資その他の資産 | 421,018 | 資本金 | 417,664 |
| 投資有価証券 | 74,386 | 資本剰余金 | 701,795 |
| 長期前払費用 | 6,526 | 資本準備金 | 382,164 |
| 敷金及び保証金 | 140,643 | その他資本剰余金 | 319,631 |
| 繰延税金資産 | 197,906 | 利益剰余金 | 1,298,015 |
| その他 | 1,555 | その他利益剰余金 | 1,298,015 |
| 資産合計 | 3,331,024 | 投資損失準備金 | 12,552 |
| | | 繰越利益剰余金 | 1,285,462 |
| | | 自己株式 | △213 |
| | | 純資産合計 | 2,417,260 |
| | | 負債純資産合計 | 3,331,024 |

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|----------|-----------|
| 売 上 高 | | 3,314,636 |
| 売 上 原 価 | | 605,165 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,709,471 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,024,293 |
| 営 業 利 益 | | 685,178 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 11 | |
| 助 成 金 収 入 | 480 | |
| 雑 収 入 | 2,338 | 2,830 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 為 替 差 損 | 63 | |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損 | 5,613 | |
| 雑 損 失 | 112 | 5,789 |
| 経 常 利 益 | | 682,219 |
| 特 別 利 益 | | |
| 保 険 解 約 返 戻 金 | 20,967 | 20,967 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 703,186 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 373,533 | |
| 過 年 度 法 人 税 等 | 138,265 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △206,213 | 305,584 |
| 当 期 純 利 益 | | 397,602 |

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合 計 | 純資産合 計 |
|-----------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-------------|-------------|--------------|------|-----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 投資損失 準備金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合 計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 411,356 | 375,856 | 319,631 | 695,487 | — | 900,413 | 900,413 | △14 | 2,007,242 | 2,007,242 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権 の行使) | 6,308 | 6,308 | | 6,308 | | | | | 12,616 | 12,616 |
| 投 資 損 失 準備金の積立 | | | | | 12,552 | △12,552 | — | | — | — |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 397,602 | 397,602 | | 397,602 | 397,602 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | △199 | △199 | △199 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 6,308 | 6,308 | — | 6,308 | 12,552 | 385,049 | 397,602 | △199 | 410,018 | 410,018 |
| 当 期 末 残 高 | 417,664 | 382,164 | 319,631 | 701,795 | 12,552 | 1,285,462 | 1,298,015 | △213 | 2,417,260 | 2,417,260 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 3年～10年

②無形固定資産

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務について損失発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアにかかる収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分に対し成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準（検収基準）を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

| | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 91,340千円 |
| (2) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務の総額 金銭債務 | 1,226千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,663,668株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 80株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 278,904株
- (注) 平成29年4月1日付で普通株式1株を普通株式2株とする株式分割を行なっておりますが、株式の数は当該株式分割前の数を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。
営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりませんので、(注2)をご参照下さい。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|-------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 2,038,659 | 2,038,659 | — |
| (2) 受取手形 | 43,600 | 43,600 | — |
| (3) 売掛金 | 538,544 | 538,544 | — |
| (4) 敷金及び保証金 | 140,643 | 135,912 | △4,731 |
| 資産計 | 2,761,448 | 2,756,716 | △4,731 |
| (1) 買掛金 | 183,250 | 183,250 | — |
| (2) 未払金 | 70,649 | 70,649 | — |
| (3) 未払法人税等 | 294,798 | 294,798 | — |
| (4) 未払消費税等 | 44,015 | 44,015 | — |
| 負債計 | 592,713 | 592,713 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は将来のキャッシュ・フローをリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、並びに(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|---------------|------------------|
| 投資事業有限責任組合出資金 | 74,386 |

※ 投資事業有限責任組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------------|-----------|
| 賞与引当金 | 22,179千円 |
| 役員賞与引当金 | 12,313千円 |
| 資産除去債務 | 9,980千円 |
| 未払事業税 | 13,601千円 |
| 未払費用 | 6,612千円 |
| 買掛金 | 4,946千円 |
| 前受金 | 2,751千円 |
| 未払金 | 2,281千円 |
| 前払費用 | 4,563千円 |
| 減価償却超過額 | 211,934千円 |
| その他 | 1,870千円 |
| 繰延税金資産小計 | 293,035千円 |
| 評価性引当額 | △14,422千円 |
| 繰延税金資産合計 | 278,612千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 8,425千円 |
| 投資損失準備金 | 5,602千円 |
| 繰延税金負債合計 | 14,027千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 264,584千円 |

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----------|---------|------------|---------|
| 工具、器具及び備品 | 4,098千円 | 2,524千円 | 1,573千円 |
| 合計 | 4,098千円 | 2,524千円 | 1,573千円 |

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

| | |
|--------------------|---------|
| (2) 未経過リース料期末残高相当額 | |
| 1年内 | 820千円 |
| 1年超 | 753千円 |
| 合計 | 1,573千円 |

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

| | |
|----------------------|-------|
| (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 | |
| 支払リース料 | 820千円 |
| 減価償却費相当額 | 820千円 |

- (4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 249円94銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 29円96銭 |

- (注) 当社は、平成29年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益」を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社オプティム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 則彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプティムの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - a. 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査担当等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - b. 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - c. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- a. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- b. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- c. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月22日

株式会社オプティム 監査役会

常勤監査役 白田 悟 (印)

社外監査役 吉富 勝男 (印)

社外監査役 飯盛 義徳 (印)

以上

株主総会参考書類

議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化及びコンプライアンス体制の強化のため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

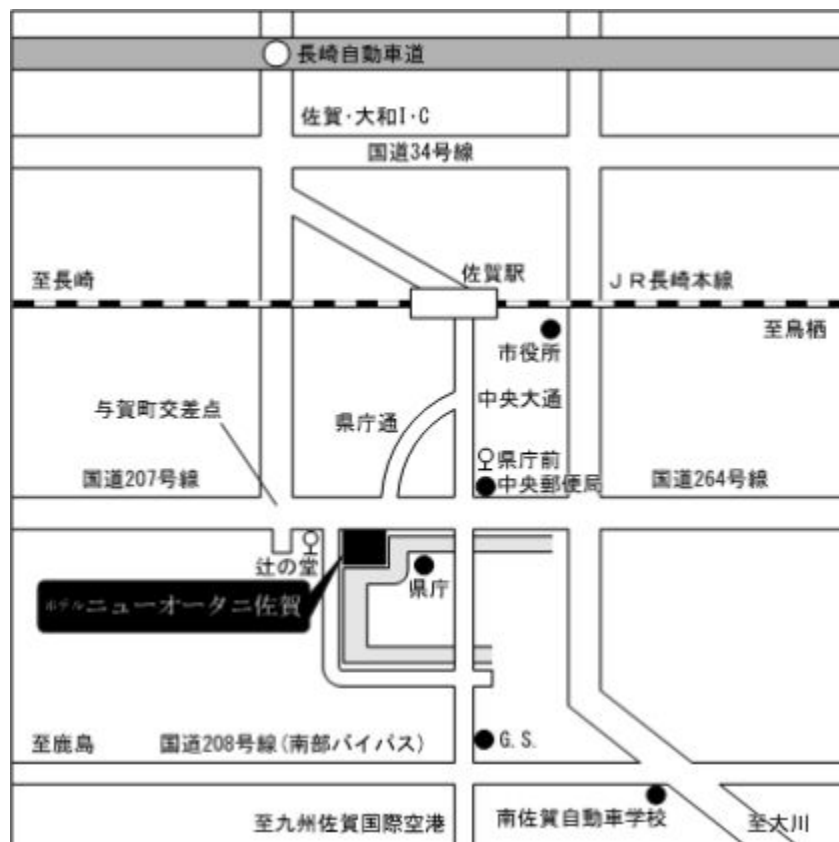
| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式の数 |
|---|---|-----------------|
| トモヒロ カズオ 友廣 一雄 (1973年7月4日生) | 1996年4月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 2000年4月 株式会社ライフコンプリート入社 2002年6月 同社取締役就任 2008年4月 当社入社 2008年6月 当社取締役就任 2009年2月 アクセプトライフ株式会社監査役就任 2010年4月 株式会社オーシャン・リゾート開発入社 2015年8月 医療法人 真仁会 理事(現任) 2015年11月 社会福祉法人 紀水会 理事(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 医療法人 真仁会 理事 社会福祉法人 紀水会 理事 | — |
| 候補者とした理由 友廣氏は、当社取締役を務めたこともある人物で、氏の広い人脈と、業務経験は、当社の成長において有用であり、また、当社取締役会において意思決定機能や監督機能に実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。 | | |

- (注) 1. 友廣 一雄氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：佐賀県佐賀市与賀町1-2
ホテルニューオータニ佐賀 M2階 鶴の間西
TEL 0952-23-1111



交通 JR佐賀駅バスセンターよりバスで約8分（辻の堂下車）
九州佐賀国際空港よりバスで約20分（県庁前下車）